

日田市生活保護法施行細則一部改正及び

日田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正」に伴い、進学準備給付金を支給する制度が創設されたことから、「日田市生活保護法施行細則」及び「日田市福祉事務所長に対する事務委任規則」について一部改正を行うもの。

2. 内容

(1) 日田市生活保護法施行細則の一部改正について

生活保護法の改正による「進学準備給付金制度」の創設に伴い、生活保護法施行細則の準則が示されたので、これに準じ、進学準備給付金に係る給付金申請書（第13条関係）及び給付金決定調書（第14条関係）並びに給付金決定通知書（第15条関係）に関する規定を追加すること。

(2) 日田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正について

生活保護法の改正による「進学準備給付金制度」の創設に伴い、日田市福祉事務所長に対する委任事務に進学準備給付金の支給及び報告に関する事務を追加すること。

（別表関係）

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。